

個人派遣についての Q&A 《PD・助教》

(2011年2月1日版)

文学部・人文社会系研究科

「次世代人文社会学育成プログラム」個人派遣への応募予定者は、募集要項だけでなく、この Q&A も必ず参照したうえで応募書類を準備してください。

Q：日本を母国・出身国としない者が、その母国・出身国に渡航することは可能か。

A：問題ありません。

Q：図書館での調査やフィールドワークは可能か。

A：可能です。図書館・文書館等での調査の場合は、正式の利用手続き済みか、あるいは手続き中であることを示してください。調査先での受け入れ者を決める形でもかまいません。フィールドワーク等の場合には、渡航先での受け入れ者を決めてください。受け入れ者は研究活動に従事している人物が望ましいです。これには大学の教員だけでなく、それぞれの研究対象に応じてさまざまな場合があり得るでしょう。

Q：応募時に受け入れ先（受け入れ者）の承諾書は必要か。

A：承諾書が間に合わなくても、それによって審査の過程で不利益を被ることはありません。ただし、派遣先に確実な受け入れ先（受け入れ者）があることが求められるので、確実な受け入れ先と交渉中である旨を計画書に明記してください。どのような受け入れ者と交渉すればいいかを探すことも、研究計画を実り多いものとするためのプロセスと考えてください。

Q：日本学術振興会特別研究員は応募可能か。

A：同会の特別研究員は派遣対象者に含まれており、応募が可能です。ただし、海外特別研究員、外国人特別研究員の採用中の者、優秀若手研究者海外派遣事業の派遣中の者は派遣対象者とはなりません。

Q：PD・助教の推薦者2名は、異なる研究室に所属する教員でもよいか。また、同じ研究室の教員に頼むことは望ましくないのか。

A：研究計画の複数領域性を推奨するもので、それを必須とするものではありません。また複数領域性は、必ずしも異なる研究室にまたがることを意味するものでもありません。

Q：例えば、イタリアに渡航して、研究指導者と英語でコミュニケーションする場合でも、現地公用語であるイタリア語で研究課題名を併記しなければならないのか。あるいは現地公用語を習得・研鑽せねばならないのか。イタリア等に所在する中国学・漢籍資料を研究する場合も、現地公用語が必要か。

A：「研究課題名（現地公用語）」は、研究に使用する外国語（日本語以外の言語）と読みかえてもかまいません。「研究言語」も同様です。

Q：派遣期間が「2か月以上」とは、実際に、どのように計算すればいいのか。

A：「2ヶ月以上」は、日本出国日及び日本帰国日を含めて60日間以上として計画を立ててください。なお、学会等での発表のための第三国での短期滞在や日本への短期帰国が含まれる場合は、日本出国日・帰国日を含めた主要派遣国での滞在日数が、通算して60日を下回らないようにしてください。

Q：例えばイギリスで研究した後に、研究課題と関連する別の国での調査を私費で行うことは可能か。

A：「研究計画書の作成要領 他の研究資金を併用する場合の研究計画について」を参照してください。

Q：応募資格の年齢制限について。

A：これについては、以下に示す日本学術振興会の指針に従っています。『42歳以下』とは、派遣対象者が派遣開始される年度の4月1日現在、43歳未満の者です。例えば、平成21年度中に派遣開始される派遣対象者については、平成21年4月1日現在、43歳未満の者、つまり、昭和41年4月2日以降に生まれた者となります。また、『原則として42歳以下』とは、42歳を超える者であっても、事業の趣旨から派遣することが妥当であり、事業の成果に貢献することが期待できると機関が判断する場合に、派遣対象者が派遣開始される年度の4月1日現在、46歳未満の者を派遣することが可能という意味です。」

Q：渡航先の政治社会的な状況によっては渡航できないこともあるか。例えば、ジャマイカやキューバはどうか。

A：外務省「海外安全ホームページ」（<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>）に掲載されている渡航情報と東京大学「海外渡航危機管理ガイドブック」（<http://www.adm.u-tokyo.ac.jp/res/stuex/guide/crisis.html>）を参照してください。

Q：申請した期間が適当でないという理由で不採択になることはあるのか。あるいは期間が短縮されることはあるのか。

A：期間の短縮と支給金額の削減の両方の可能性が考えられます。また、本プログラムの趣旨に従い、なるべく多くの者に機会を与えるために、支給金額が削減されることもあります。

Q：バチカンとローマへの渡航は2か国とみなされるか。

A：バチカンは国家として承認されておりますので、バチカンとローマそれぞれにある別の研究機関での研究目的で、一定期間ずつ滞在する場合は、2か国とみなされます。ただし、例えば宿泊地がローマで研究機関がバチカンにあり、宿泊地からの移動のために国境を越えるというだけの場合は、1か国への派遣とみなされます。

Q：カリブ海小アンティル諸島のマルチニックとグアドループは同じフランスの海外県だが、この二つの島への派遣は、一国への派遣と考えていいのか。

A：日本学術振興会の見解では、1か国への渡航でも「地域」（アジア・北米等の区分）を越えた場合

は、2か所ならば2か国と見なされますが、この場合は同じ中南米地域ですので、1か国と見なされます。これに対し、フランス本土とマルチニックの2か所への渡航は、地域を越えた派遣（フランス本土はヨーロッパ地域、マルチニックは中南米地域）となりますので、2か国扱いになり、本プログラムでの研究計画としては受け付けられません。

なお、日本政府による世界の「地域」区分については、外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>) 等を参照してください。